

### (固体燃料を使用する器具)

**第20条** 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火鉢にあつては、底部に、遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用すること。
- (2) 置ごたつにあつては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用すること。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

### 【解釈及び運用】

本条は、火気器具のうち、炭、練炭等の固体燃料を使用する火気器具の取扱いについて規定したものであり、火鉢、置ごたつ、練炭こんろ、七輪及びバーベキューこんろ等の移動式こんろ、煙突がない石炭ストーブ等が該当する。

#### 1 離隔距離

固体燃料を使用する火気器具を設置する場合の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、次のとおりである。

- (1) 条例別表第3に定める距離（表20-1参照）
- (2) 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離以上の距離

表20-1（条例別表第3抜粋）

| 種 類     |      | 離 隔 距 離（単位センチメートル） |     |            |            |            |
|---------|------|--------------------|-----|------------|------------|------------|
|         |      | 入力                 | 上方  | 側方         | 前方         | 後方         |
| 移動式ストーブ | 固体燃料 | —                  | 100 | 50<br>(注6) | 50<br>(注6) | 50<br>(注6) |
| 移動式こんろ  | 固体燃料 | —                  | 100 | 30         | 30         | 30         |

(注6) 方向性を有するものにあつては100センチメートルとする。

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

#### 2 第1項

##### (1) 第1号

固体燃料を使用する火鉢について、底面過熱による火災の発生を防止するために、底部に遮熱のための空間を設けるか、又は砂等を入れて使用することを規定したものである。

なお、設けるべき空間の大きさ、砂等の量は、火鉢の規模により異なるが、火鉢の直下の床、畳又は台が手を触れても熱く感じない程度に空間をとり、又は砂、灰等を入れることを目安とすること。

(2) 第 2 号

固体燃料を使用する置ごたつについて、火入れ容器から下面への伝熱による火災発生を防止するための規定である。

固体燃料に限定しているのは、電熱使用のものにあつては、通常下面への伝熱防止がなされていることから、これを除外するためである。固体燃料としては、通例多く用いられる炭、練炭等を主たるものとして想定している。

3 第 2 項

条例第 19 条（液体燃料を使用する器具）の取扱いについての規定が、固体燃料を使用する火気器具に準用されることを規定している。（表 20 - 2 参照）

表 20 - 2 「固体燃料を使用する器具」 基準の準用規定一覧表

| 条  | 項 | 号   | 規 制 内 容                         |
|----|---|-----|---------------------------------|
| 19 | 1 | 1   | 可燃物品等からの条例別表第 3 又は離隔距離基準による離隔距離 |
|    |   | 2   | 可燃性ガス等が発生又は滞留しない位置への設置          |
|    |   | 3   | 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所での使用   |
|    |   | 4   | 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用    |
|    |   | 5   | 不燃性の床等での使用                      |
|    |   | 6   | 故障し、又は破損していないものを使用              |
|    |   | 7   | 不適切な使用の禁止                       |
|    |   | 8   | 本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止               |
|    |   | 9   | 器具周囲の整理、清掃及び可燃物の存置の禁止           |
|    |   | 9の2 | 多数の者の集合する催しに際して使用する場合の消火器準備     |